

改正案	現行
<p>第二十四条の三 法第二十二条又は法第二十七条の十第一項の規定による無線局の廃止の届出は、当該無線局又は包括免許に係る全ての特定無線局を廃止する前に、次に掲げる事項を記載した文書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。ただし、災害等により運用が困難となった無線局又は包括免許に係る全ての特定無線局に係る当該届出は、当該無線局又は当該特定無線局の廃止後遅滞なく、当該災害等により無線局の運用が困難となった日に廃止した旨及びその理由並びに次に掲げる事項を記載した文書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 廃止する年月日（ただし書の規定により提出された場合には、廃止した年月日） 三 無線局の種別 四 免許の番号 五 免許の年月日 六 識別信号（パーソナル無線及び包括免許に係る特定無線局を除く。） <p>2 前項ただし書の届出に係る無線局又は特定無線局に係る返納された免許状は、当該無線局又は特定無線局が廃止された日から一月以内に返納されたものとみなす。</p>	<p>第二十四条の三 法第二十二条又は法第二十七条の十第一項の規定による無線局の廃止の届出は、当該無線局又は包括免許に係るすべての特定無線局を廃止する前に、次に掲げる事項を記載した文書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 廃止する年月日 三 無線局の種別 四 免許の番号 五 免許の年月日 六 識別信号（パーソナル無線及び包括免許に係る特定無線局を除く。）